

丸亀市地区防災計画作成マニュアル

令和3年12月

丸亀市

1. 地区防災計画とは

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災等を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。市町村の地域防災計画の中に地区防災計画が規定されることにより、地域防災計画に基づく市町村の防災活動と地区防災計画に基づく地域コミュニティの防災活動とが連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

本市においても、地区コミュニティ単位で自主防災組織が結成され、コミュニティを中心に様々な防災活動を展開されているところです。これらを踏まえ、本市では、地区防災計画作成の促進を図るために「地区防災計画作成マニュアル」を定めました。

本マニュアルは、本市の地区防災計画制度の運用、地区防災計画の作成に係る留意事項、市への手続方法等を示しており、地区防災計画を作成する際の参考として利用いただくものです。

2. 地区防災計画の提案者について

本市では、地区防災計画の提案者は、主に3つの者を想定しています。

- ① 地区コミュニティ・自主防災組織の代表者
- ② 対象地区内の居住者
- ③ 対象地区内に事業者を有する事業者

※防災会議会長が適当と認める者も提案することができます。

3. 地区防災計画の作成に係る留意事項

(1) 地区防災計画作成の際の参考

香川県の「[地区防災計画策定の手引き\(平成31年3月\)](#)」及び
内閣府の「[地区防災計画ガイドライン\(平成26年3月\)](#)」を参考にしてください。

(2) 地区防災計画に定める事項

地区防災計画は、地区特性、組織の規模や経験等により内容に差異が生じることが予測されますが、本市としましては、少なくとも、以下の項目を定めることとします。

- ア. 基本方針(目的)
- イ. 計画名称、策定主体及び対象地区
- ウ. 地区の特性と予想される災害

- エ. 地区防災マップ
- オ. 平常時・災害時の取組
- カ. 避難行動要支援者等への支援
- キ. 防災体制、活動体制、地区の連絡網及び防災関連施設
- ク. 活動に必要な資材及び備蓄品
- ケ. 地区防災訓練の実施
- コ. 地区防災計画の見直し

(3) 地区防災計画に備えるべき内容

災害対策基本法に基づき、地区防災計画は地域防災計画と整合しなければなりません。また、本市では、地区防災計画にあつては、地区コミュニティの防災活動との整合を図ることとしています。

(4) 地区居住者等の合意

地区防災計画は、地区居住者等の合意のもと、作成し提案することとします。

4. 市への手続方法

(1) 手続の流れ

① 計画提案者は、防災会議会長（事務局：危機管理課）に以下の書類を提出します。

- ・ 地区防災計画提案書（様式第1号）
- ・ 地区防災計画の素案
- ・ 計画提案者が地区居住者等であることを証する書類

※1 計画提案者が、地区居住者等に該当することの確認のため、住所等を確認することに同意した場合、提出は省略できます。

※2 法人の場合は、法人の登記事項証明書

- ・ その他会長が認める書類

② 市関係課において、提案された地区防災計画素案の内容について、協議を行います。必要に応じて修正を要請します。

③ 防災会議において審議し、定める必要があると認めるときは、提案された地区防災計画素案を地域防災計画に定めます。

④ 審議結果を「審議結果通知書（様式第2号）」により提案者に通知します。

(2) 手続の詳細

手続の詳細については、「丸亀市地区防災計画の規定手続に関する要綱」をご覧ください。

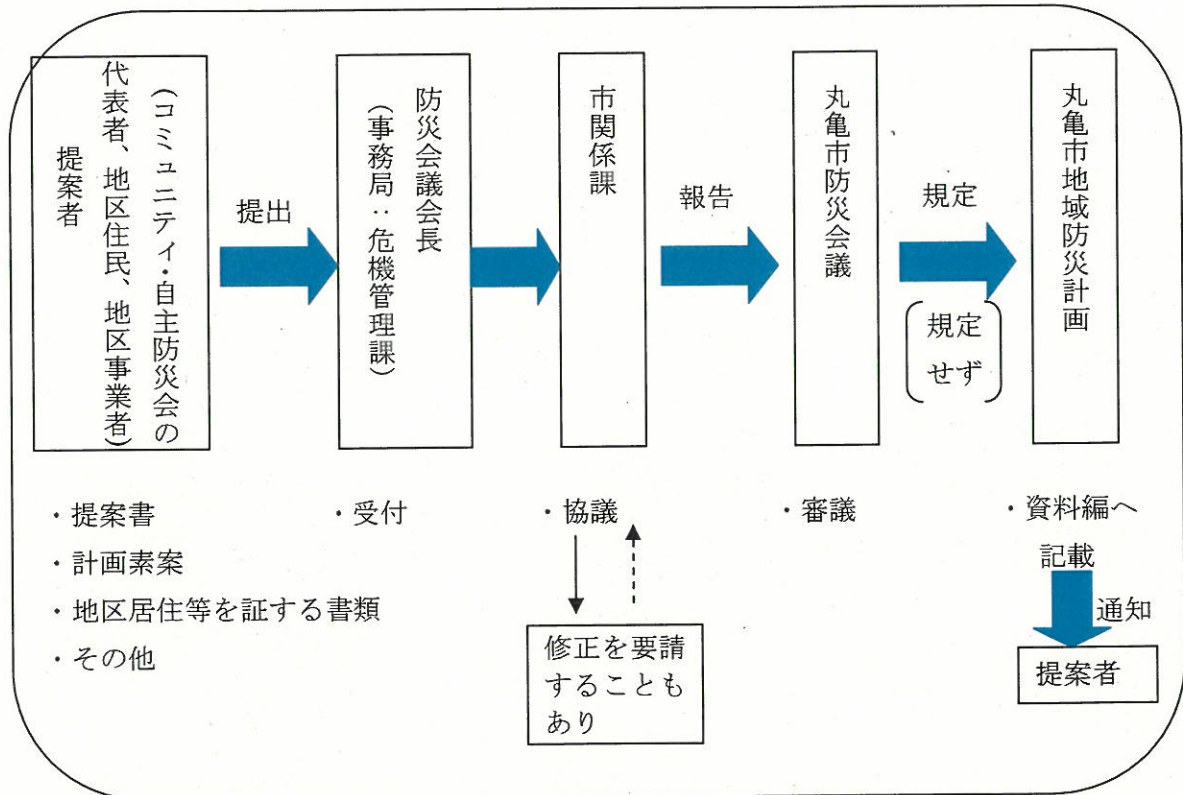
(3) 期限

通年とします。ただし、毎年12月末日頃までに受理した計画素案等について、その年度に開催される防災会議にて審議します。

(5) 提出先

丸亀市市長公室危機管理課に提出してください。

図 計画の位置付けと事務の流れ



5. 地区防災計画が地域防災計画に定められた後について

(1) 防災活動の実施

地域防災計画に地区防災計画が定められた場合には、地区居住者等は当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならないとされています。地区居住者等にあつては、自らの作成した地区防災計画に従い、防災訓練や防災学習等の防災活動に取り組み、地域の防災力を向上させるよう努めましょう。

(2) 地区防災計画の見直し

地区防災計画は、必要に応じて見直しを実施してください。

なお、見直しにあたって、当初計画と見直した計画に大きな差異が生じる場合には、再度、防災会議での審議が必要となることがあります。その際には、「4. 市への手続方法」に準じます。

6. 市からの支援等について

地区防災計画作成にあたり市から支援等を行います。

(1) 地区防災計画の作成支援

危機管理課をはじめとする市の関係部局が、要望に応じて、適時情報提供や助言を行います。

(2) 防災学習等の実施支援

防災アドバイザーの出前講座を通じて行います。

(3) 経費の支援

地区防災マップや地区防災計画作成に係る経費に対し補助金を交付します。交付については、要件等ありますので、詳細は、丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱をご覧ください。

(4) 市職員の参画

地区防災計画作成に係る活動へ地域担当職員(防災担当)等が参画します。

(5) その他

香川県が実施する「香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業」も利用できます。また、年度当初に発表される「香川県自主防災活性化促進事業補助金」も併せてご検討ください。詳細は、香川県HPをご覧ください。

7. 問い合わせ先

このマニュアルに関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市市長公室危機管理課
電話番号：0877-25-4006 FAX 番号：0877-25-4007
E-mail：kikikanri-k@city.marugame.kagawa.jp